

独立行政法人国立青少年教育振興機構の中期計画

平成28年3月31日
文部科学大臣認可

(序文)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

(基本方針)

機構は、青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図る我が国の青少年教育のナショナルセンターとして、青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝える運動を推進するため、以下の業務を実施する。

- ① 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者（以下「青少年教育指導者等」という。）に対する研修及び青少年に対する研修を行う教育拠点としての施設を設置し、同施設において青少年の研修を行い、
- ② 当該施設を青少年教育指導者等の研修利用に供するとともに、
- ③ 当該研修利用に指導及び助言を行い、
- ④ 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携を促進し、
- ⑤ 青少年教育に関する基礎的・専門的な調査研究を実施し、
- ⑥ 青少年教育に関する団体が行う活動に対する助成金の交付を行う等。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 自立する青少年の育成の推進

青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとして、体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝える運動を推進するとともに、青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業の開発やグローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進するための事業を実施する。

(1) 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発

青少年の非日常的な環境における自然体験、集団宿泊体験等の活動を通じた感動体験、日常的な体験活動や読書活動、基本的な生活習慣を身に付けさせることの重要性を広く家庭や社会に発信するため、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動に取り組み、全国各地における体験活動の機会や場を充実させる。

(a) 「体験の風をおこそう」運動の推進

青少年の体験活動の重要性を伝え、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、「体験の風をおこそう」運動を青少年教育団体等と連携して進める。

このため、体験活動の重要性に関する広報資料を作成し、各種会議等を活用して関係機関や保護者等に周知するとともに、毎年10月の体験の風をおこそう推進月間に実施される事業を充実するなど、体験活動の機会や場の拡充を図る。

さらに、この運動を広めるため、運動を推進する実行委員会の構成団体数を中期目標期間中に1割以上増加させ、900団体とする。

(b) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

子供たちの健やかな成長を促していくため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会事務局として「早寝早起き朝ごはん」国民運動に取り組むとともに、施設においては全国協議会が作成する普及啓発資料等を活用しながら、生活リズムに関する普及啓発事業を中期目標期間中に延べ190事業実施する。

(c) 体験活動や読書活動に係る普及・啓発事業の推進

基本的な生活習慣を身に付けるとともに、体験活動や読書活動に親しむきっかけ作りの機会と場を提供するため、親子・幼児等を対象とした短期の事業を中期目標期間中に延べ310事業実施し、青少年の体験活動や読書活動の普及を図る。

また、前中期目標期間では、4段階評価のうち上位評価と最上位評価の割合で測っていたものから、より事業の質を高める観点から、毎年度平均80%以上の事業の参加者から4段階評価の「最上位評価」（以下「満足」という。）を得られるよう、その質の向上を図る。

(2) 青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業の開発

青少年教育のナショナルセンターとして、地域力向上等に資するモデル的な教育事業を実施する。また、関係機関・団体や公立の青少年教育施設等と事業企画委員会を立ち上げ、プログラム開発の企画段階から連携し、共同で事業を実施することにより、地域への普及を図る。

特に以下の事業について、中期目標期間中に国立オリンピック記念青少年総合センターを除く27施設（以下「地方施設」という。）において、関係機関・団体や公立の青少年教育施設等への普及・活用を兼ねて連携して事業を実施する割合（連携率）を100%とするとともに、毎年度平均80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、その質の向上を図る。

(a) 豊かな人間性を育む長期自然体験活動事業の推進

施設の特色や立地条件、実績を活かし、非日常的な環境における自然体験活動を通して、青少年に自然の偉大さに気付かせ、協力することの大切さを学ばせるため、全ての地方施設において1週間以上の長期自然体験活動事業を中期目標期間中に延べ60事業実施する。

実施の際は、プログラムの企画段階から教育委員会、関係機関・団体、公立の青少年教育施設等と連携し、地域の特色や立地条件を活かしたプログラムとする。

(b) 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進

従来から取り組んでいるいじめ、不登校、引きこもり、ADHD等発達障害、小1プロブレム、中1ギャップ、児童養護施設やひとり親家庭等子供の

貧困対策等に加え、新たにネット依存に関する青少年を取り巻く今日的課題に対応した事業を実施する。事業の実施に当たっては、企画の段階から専門機関等と連携し、特定の状況下にある青少年に対する体験活動事業を中期目標期間中に機構全体として、延べ430事業実施する。

(3) グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進

青少年の異文化理解の増進を図るため、国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年、青少年教育指導者等の相互交流を行う事業、青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業を実施する。その際、日本人参加者の参加後の外向き志向の率80%以上を得ることとする。

2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、質の高い指導者を養成することが必要不可欠であることから、青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事業を実施し、その資質・能力を向上させる。また、毎年度平均80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、養成・研修事業の質の維持向上を図る。

(1) 青少年教育指導者等の研修事業の推進

国公立の青少年教育施設職員、青少年教育団体等の指導者等を対象に、官民共同の指導者認定制度である「自然体験活動指導者養成事業」、「教員免許状更新講習」及び「体験活動安全管理研修」を実施する。これらの事業により、自然体験活動指導者を中期目標期間中に1,500人養成するとともに、教員免許状更新講習において、受講者5,000人とする。

青少年教育指導者等の研修事業では、参加者が研修で得た知見の活用状況等の調査を実施するなど、研修効果の普及状況を的確に把握し、研修内容の充実を図る。

なお、「体験活動安全管理研修」においては追跡調査、「自然体験活動指導者養成事業」及び「教員免許状更新講習」においてはモニター調査を行い、回答者の80%以上から研修後の活動に有用な知見が提供されたという評価を得る。

(2) 地域や学校における青少年教育指導者等の養成の推進

学校と地域の連携による青少年の体験活動を推進するため、既に地域や学校で活動している人材を対象に、地域のニーズを踏まえたプログラムの提供など、体験活動の機会と場をサポートする指導者（体験活動推進員）の養成に着手し、中期目標期間中に500人養成する。

また、読書活動の重要性を普及させ、読書に関する専門的知識や実践力等を有する地域の指導者を養成するため、絵本専門士養成講座を実施し、中期目標期間中に「絵本専門士」を250人養成する。

(3) ボランティアの養成・研修の推進

(a) 青少年教育施設におけるボランティアの養成

青少年のボランティア活動は、青少年の自立や健全育成、社会参加を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修事業を全ての施設で実施し、中期目標期間

中に延べ5, 500人養成する。

また、ボランティア自身が主体的に自主研修を企画・実施し、ボランティアによる自主企画事業を延べ100事業実施できるよう、施設におけるボランティアの養成を行うボランティア・コーディネーターが活動を支援する。

(b) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の支援

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と連携し、大会支援やオリンピック・パラリンピック教育等に関わるボランティア養成に取り組む。

3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、指導・助言等の教育的支援を行い、利用者の研修目的が達成されるよう努める。

(1) 研修利用の充実

青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進し、毎年度、青少年人口（0歳～29歳）の1割程度の利用実績を確保するため、全ての施設において「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、着実な実施に努める。

また、全ての施設で新規利用団体の開拓や閑散期の利用者拡大を図り、集団宿泊体験や研修を促進するために広報活動の工夫・充実に努め、青少年、青少年教育指導者等の宿泊利用団体数を中期目標期間中に3%増加させる。

(2) 研修に対する支援の推進

地方施設の利用者に対して、事前打ち合わせ等で青少年、青少年教育指導者等の研修目的達成への適切な指導・助言等の教育的支援を行う。また、学校教育との緊密な連携を図るための支援を推進する。

利用団体の研修目的に応じ、より効果的に研修が実施できるようにするため、事前打ち合わせ等で教育的なねらいを踏まえた研修計画を作成・実施するなど、利用者サービスの向上に取り組み、利用団体から毎年度平均84%以上の「満足」の評価を得られるよう努める。

4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進

昨今の目まぐるしく変化する青少年に関する諸課題について、青少年教育のナショナルセンターとして迅速かつ円滑に対応し、青少年教育の発展・充実に努める。

各関係機関・団体相互の連携を促進させることを目的として、「全国青少年教育施設所長会議」等の全国的な事業を中期目標期間中に延べ25事業実施するとともに、延べ参加者数5,000人とする。

また、全国的な協議会等において、効果的な取り組み事例等の情報提供や各関係機関・団体が抱えている諸課題等の協議の場を提供し、最新情報の共有や活発な意見交換を促す。

5. 青少年教育に関する調査研究

青少年教育に関するより充実した基礎的・専門的な調査研究を計画的に実施し、

その成果を報告書やパンフレット等に取りまとめ、関係機関・団体等に提供し、青少年教育の振興を図る。

(1) 基礎的及び専門的な調査研究の計画的実施

青少年の基本的な生活習慣や様々な体験活動と意識等に関する基礎的な調査研究を行うとともに、その相互の関係について調査分析する。

また、これら子供の頃の体験等が大人になった時の資質・能力等に及ぼす影響について調査研究を進め、発達段階に応じた体験カリキュラムを新たに作成する。なお、これらに係る全国的な調査研究を12以上実施する。さらに、国内外における青少年や青少年教育に関する情報を収集・分析する。

(2) 調査研究成果の普及及び活用

調査研究の成果等を活用し、機構が実施する事業の企画・立案等に適切に反映させるなど、事業の検証改善を図る。

また、研究機関等における青少年教育に関する研究が推進されるよう、青少年教育に関する資料や、機構が実施した調査研究の個票データなどをデータベースに追加するなど、調査研究の成果等を広く提供する。

さらに、調査研究の成果等を普及するため、調査結果に関する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、学会や全国的な会議等における発表の機会を前中期目標期間実績の30%以上増加させる。

6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成

青少年教育団体が行う①子供の体験活動の振興を図る活動、②子供の読書活動の振興を図る活動、及び③インターネット等を通じて提供することができる子供向けの教材の開発を行う活動に対して助成金を交付する。

これにより、体験活動と読書活動に対する助成については、毎年40万人程度の子供(0歳～18歳)に活動機会を提供する。

また、毎年に応募状況等を踏まえ、新規に応募する団体数の増加、事業内容の質の向上、1活動あたりの子供の参加人数の増加等の観点から、戦略的に広報活動を実施する。

なお、助成団体の選定にあたっては、客観性の確保に努めるとともに、助成団体のコンプライアンスの確保の観点から、募集説明会や現地調査等において、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図る。

7. 共通的事項

上記の1～6に掲げる各業務間の有機的な連携を図るとともに、各業務の性質に応じて、以下の事項を行う。

(1) 広報の充実

機構が実施する各種事業や調査研究の結果等については、①インターネットやマスメディアを活用した情報発信、②体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する啓発資料の作成・配布、③各種会議やフォーラム等の開催、④企業との連携によるPR活動等を策定した計画に基づき実施し、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の理解増進に努める。

また、各業務の成果について、事例の収集に努め、公立の青少年教育施設や関係機関・団体等への普及を積極的に推進する。これらの取組を通して、本部

及び機構が設置する28施設のホームページ総アクセス件数年間平均340万件を達成する。

(2) 各業務の点検・評価の推進

各業務及び事業の検証を行うため、対象者や団体に対してアンケート調査等を行い、その結果を随時改善に活かす。

また、毎年度、業務全般に関する自己点検・評価を行うとともに、第三者による外部評価を実施し、評価結果を業務の改善に反映する。

(3) 各業務における安全性の確保

各業務の実施に当たっては、安全に関する情報の速やかな共有に努め、自然災害等への対応も含めて、利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図り、生活環境、安全な野外活動環境の整備に日々努めるとともに、日常的な点検・改善整備等を通じて、安心安全な教育環境を確保する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、中期目標期間中に、一般管理費については15%以上、業務経費についても、5%以上の効率化を行う。

なお、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。

(2) 給与水準の適正化

役職員の給与に関しては、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正などを踏まえた国家公務員の給与水準等を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況についてはホームページ上で公表する。

(3) 契約の適正化

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、「調達等合理化計画」に沿って、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を推進するとともに、契約監視委員会において点検を行うことにより、業務運営の効率化を図る。

(4) 間接業務等の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教員研修センター、機構の4法人は効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を

共同で実施し、中期目標期間において15業務以上の取組を一層推進する。

(5) 保有資産の見直し

保有資産については、引き続き、利用実態等を的確に把握し、その必要性や規模の適正性についての検証を行い、適切な措置を講じる。

2. 効果的・効率的な組織の運営

(1) 各施設の役割の明確化及び運営の改善

本部を中心として、各施設の役割分担を行い、一定の機能分化を図るなど、施設ごとに果たすべき役割を明確化する。

また、施設の役割を踏まえ、各年度の業務実績について各施設の自己評価を行い、評価結果を各施設の運営の改善に反映する。

(2) 地域と連携した施設の管理運営

地域における体験活動の充実を図るとともに、地域と施設が一体となった管理運営を目指すため、地域の青少年教育団体・NPO・企業・自治体等多様な主体が施設の管理運営や事業の企画・実施へ参画する形の管理運営に向け、中期目標期間中に全ての施設において「運営協議会」方式を導入する。

また、施設の連携による利用促進及び体験活動の充実を図るため、広域的な観点から全国のブロック化を検討し、そのマネジメントに当たる広域主幹の配置等を進める。

(3) 施設の効率的な利用の促進

青少年教育に関する業務の着実な遂行により施設の利用状況を向上させるとともに、その業務に支障のない範囲内で、地域、民間団体、家族等の一般利用に広く供し、施設の効果的・効率的な利用を実現するため、青少年教育団体の多様なニーズを踏まえ、毎年度平均80%以上の「満足」の評価を得られるよう、利用者サービスの向上に取り組む。

また、毎年度、「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、宿泊室稼働率の全施設平均55%以上を確保する。

3. 予算執行の効率化

収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にした上で、予算と実績を管理する体制を構築する。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行う。また、自己収入の確保及び受益者負担の適正化の観点から、定期的に料金体系を検証する等の取組を行うことにより、事業収入については、中期目標期間中に5%以上の増収を図る。さらに、国や民間団体等からの受託事業等の積極的な受入れ等により、外部資金の確保及び寄附金の増加に努める。

また、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能を維持しつつ、管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を行う。

1. 予算（中期計画の予算）

別紙1のとおり。

2. 収支計画

別紙2のとおり。

3. 資金計画

別紙3のとおり。

IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は20億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給や事故の発生などにより緊急に必要なとなる経費として借入することも想定される。

V 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

VI 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画

なし

VII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、次の経費等に充てる。

- ① 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の充実
- ② 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援の充実
- ③ 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進の充実
- ④ 青少年教育に関する調査研究の充実
- ⑤ 青少年教育団体が行う活動に対する助成の充実

VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

別紙4のとおり

1. 施設・設備に関する事項

- (1) 施設・設備に関する保守・管理の長期的な計画を策定し、当該計画に基づく保守・管理を行うとともに、利用者が安心・安全に体験活動ができる環境の整備及び自然災害等への対応の観点から、必要な施設・設備の改善等を計画的に進める。
- (2) 利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進める。特に幼児、高齢者、身体障がい者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、

関係法令等を踏まえつつ、計画的な施設整備を進める。

2. 人事に関する計画

- (1) 本部及び施設ごとの業務の質・量に応じて、人員を適正かつ柔軟に配置する。
- (2) 新規職員を計画的に採用するとともに、関係機関との間での広く計画的な人事交流の実施、任期付任用の活用や幹部職員の公募等により、多様で優れた人材を確保する。
- (3) 本部及び各施設において、職員の企画力、指導力、接客サービスの向上や施設の安全管理などを目的とした多様な研修機会を設け、計画的な人材育成を行う。
- (4) 人事評価制度を適切に運用し、職員の能力・資質の向上を図る。

3. 情報セキュリティについて

情報セキュリティレベルを高めるため、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直しを行うとともに、職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力の強化に取り組む。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。

4. 内部統制の充実・強化

機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、役員懇談会や機構連絡会、機構会議等を定期的実施するなど、理事長のリーダーシップを発揮するための体制を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。また、これらが有効に機能していること等について内部監査等によりモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価するために、監事による監査機能を強化する。

さらに、「「独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)等の事項を参考にしつつ、必要な取組を進める。

なお、中期目標期間中に全ての施設及び本部において監事監査及び内部監査を実施し、業務運営に反映させる。

5. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、施設管理・運営業務等を効率的に実施するため中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

6. 積立金の使途

前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人国立青少年教育振興機構法に定める業務の財源に充てる。

平成 28 年度～平成 32 年度予算

単位：百万円

区 別	青少年教育指導者等研修及び青少年研修	青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言	青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進	青少年教育に関する専門的な調査研究	青少年教育団体が行う活動に対する助成	一般管理費	合 計
収入							
運営費交付金	7,777	6,672	156	948	11,500	17,266	44,319
事業収入等	3,945	3,385	79	481	0	247	8,137
施設整備費補助金	93	79	2	11	0	0	185
計	11,815	10,136	237	1,440	11,500	17,513	52,641
支出							
業務経費	5,977	5,128	120	729	10,190	0	22,144
青少年教育指導者等研修及び青少年研修	5,977	0	0	0	0	0	5,977
青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言	0	5,128	0	0	0	0	5,128
青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進	0	0	120	0	0	0	120
青少年教育に関する専門的な調査研究	0	0	0	729	0	0	729
青少年教育団体が行う活動に対する助成	0	0	0	0	10,190	0	10,190
一般管理費	5,745	4,929	115	700	1,310	17,513	30,312
人件費	5,745	4,929	115	700	1,310	9,293	22,092
管理運営経費	0	0	0	0	0	8,220	8,220
施設整備費補助金	93	79	2	11	0	0	185
計	11,815	10,136	237	1,440	11,500	17,513	52,641

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

[運営費交付金の算定ルール]：別紙

[注記]：別紙

(別紙)

[運営費交付金の算定ルール]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = N(y) + Q(y) + V(y) - C(y) + \pi(y)$$

$B(y)$: 当該事業年度における運営費交付金。

$\pi(y)$: 当該事業年度における特殊経費。利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスに必要な経費及び退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、人件費の効率化等一般管理費の削減方法も反映し具体的に決定。

○ 管理運営経費 $N(y)$

$$N(y) = N(y-1) \times \sigma(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

$N(y)$: 当該事業年度における管理運営経費。($\pi(y)$ は除く)

$N(y-1)$: 直前の事業年度における $N(y)$

σ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

α : 管理運営経費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

○ 業務経費 $Q(y)$

$$Q(y) = Q(y-1) \times \gamma(\text{係数}) \times \sigma(\text{係数}) \times \beta(\text{係数})$$

$Q(y)$: 当該事業年度における業務経費。($\pi(y)$ は除く)

$Q(y-1)$: 直前の事業年度における $Q(y)$

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。

σ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

β : 業務効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○ 人件費 $V(y)$

$$V(y) = V(y-1) \times \varepsilon(\text{係数}) \times \theta(\text{係数})$$

$V(y)$: 当該事業年度における人件費。($\pi(y)$ は除く)

$V(y-1)$: 直前の事業年度における $V(y)$

ε : 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

θ : 人件費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当法人における退職手当及び公務災害補償費については、独立行政法人国立青少年教育振興機構役員退職手当規程及び独立行政法人国立青少年教育振興機構職員退職手当規程及び労働者災害補償保険法に基づいて支給することとなるが、その全

額について別途運営費交付金で手当する。

○自己収入 $C(y)$

$$C(y) = C(y-1) \times \eta (\text{係数}) \times \zeta (\text{係数})$$

$C(y)$: 当該事業年度における自己収入の見積額。

$C(y-1)$: 直前の事業年度における $C(y)$

η : 収入調整係数。事業の見直し等による自己収入への影響等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ζ : 自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[注記]

1. 前提条件：運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算。

管理運営経費に係る効率化係数	α : $\Delta 3.248\%$ (平成28年度は $\Delta 3\%$)
業務経費に係る効率化係数	β : $\Delta 1.026\%$ (平成28年度は $\Delta 1\%$)
人件費効率化係数	θ : ± 0
人件費調整係数	ε : ± 0
業務政策係数	γ : ± 0
消費者物価指数	σ : ± 0
自己収入調整係数	η : ± 0
自己収入政策係数	ζ : $+1\%$
特殊業務経費	π : 各事業年度における所要額を勘案。

2. 施設整備費補助金の算定

施設整備費補助金の金額は、便宜上、平成28年度予算額を計上している。

平成28年度～平成32年度 収支計画

単位：百万円

区別	青少年教育指導者等研修及び青少年研修	青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言	青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進	青少年教育に関する専門的な調査研究	青少年教育団体が行う活動に対する助成	一般管理費	合計
費用の部	11,815	10,136	237	1,440	11,500	18,133	53,261
経常費用	11,815	10,136	237	1,440	11,500	18,133	53,261
業務経費	11,815	10,136	237	1,440	11,500	0	35,128
一般管理費	0	0	0	0	0	17,513	17,513
減価償却費	0	0	0	0	0	620	620
収益の部	11,815	10,136	237	1,440	11,500	18,133	53,261
経常収益	11,815	10,136	237	1,440	11,500	18,133	53,261
運営費交付金収益	7,777	6,672	156	948	11,500	17,266	44,319
事業収入等	3,945	3,385	79	481	0	247	8,137
施設費収益	93	79	2	11	0	0	185
資産見返 運営費交付金戻入	0	0	0	0	0	610	610
資産見返 物品受増額戻入	0	0	0	0	0	5	5
資産見返寄附金戻入	0	0	0	0	0	5	5

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

平成28年度～平成32年度 資金計画

単位：百万円

区 別	青少年教育 指導者等研修 及び 青少年研修	青少年教育 指導者等研修 及び 青少年研修 に対する 指導及び助言	青少年教育 に関する施設 及び 団体相互間の 連絡及び協力の 促進	青少年教育 に関する 専門的な 調査研究	青少年教育 団体が行う 活動に対する 助成	一般管理費	合 計
資金支出	11,815	10,136	237	1,440	11,500	17,513	52,641
業務活動による支出	11,722	10,057	235	1,429	11,500	17,513	52,456
投資活動による支出	93	79	2	11	0	0	185
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0
翌年度への繰越額	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	11,815	10,136	237	1,440	11,500	17,513	52,641
業務活動による収入	11,722	10,057	235	1,429	11,500	17,513	52,456
運営費交付金 による収入	7,777	6,672	156	948	11,500	17,266	44,319
事業収入等	3,945	3,385	79	481	0	247	8,137
投資活動による収入	93	79	2	11	0	0	185
施設整備費補助金 による収入	93	79	2	11	0	0	185
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	0

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

別紙 4

施設及び設備に関する計画（その他業務運営に関する事項）

区 別	予定額（百万円）	財 源
天井等落下防止対策 等	185	独立行政法人国立青少年教育 振興機構施設整備費補助金
計	185	

[注記] 金額は便宜上、平成28年度予算額を計上している。

なお、業務実施状況や施設設備の老朽度合を勘案し改修（更新）等が追加される見込みである。

（参考）前中期目標期間中の施設整備費補助金の予算額（合計）

2,174百万円